

特定健診の「受診券」を7月頃にお送りします！

健康・福祉 担当
☎06-6941-3991

健診を受ける機会のない被扶養者の方には…

被扶養者の方※が特定健康診査を**無料**で受診できる「**受診券**」を毎年7月ごろ組合員の所属所にお送りしますので、必ず被扶養者の方にお渡しください。

※当該年度4月1日時点で資格があり、年度末年齢40歳以上75歳未満の方が対象です。



特定健診(特定健康診査)とは…

生活習慣病予防に重点を置きメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診を無料で受診できる健診です。(がん検診・胸部X線検査は含みません。)

検査項目

身体計測、血圧検査、血液検査、尿検査、問診・診察

～ 配偶者健診(半日ドック)を検討されている方へ～

当支部の配偶者健診(P.4)と特定健診は、いずれか片方のみをご受診ください。

配偶者健診を受診される方は、「受診券」を配偶者健診受診時に回収いたします。

配偶者健診と特定健診の両方を受診した場合、健診費用を自己負担いただくことがありますのでご注意ください。

組合員証(保険証)を持たずに医療機関を受診した場合

医療 担当
☎06-6941-2867

組合員証等がまだ発行されていないときや忘れたときに医療機関を受診し、医療費の全額を窓口で支払った場合は、後日、公立学校共済組合大阪支部へ医療費(保険適用分)の7割もしくは8割を「療養費・家族療養費」として請求することができます。

請求方法

◇「療養費・家族療養費請求書」に次の書類を添付し、所属所を通じて当支部へご請求ください。

- ①「領収書(原本)」
- ②「診療(調剤)報酬明細書(レセプト)」

※受診時に医療機関で領収書と共に発行される「診療明細書」や「調剤明細書」では代用できませんので、ご注意ください。

治療用装具を購入したときや小児弱視等治療用眼鏡等を購入したときなども「療養費・家族療養費」の対象となる場合があります。詳しくは当支部ホームページまたは「教職員のための共済のしおり」をご覧ください。

◇**当支部への加入日以降は、加入日前に使用されていた保険証で医療機関を受診することはできませんのでご注意ください。**



「療養費・家族療養費請求書」のダウンロードはこちらから

HP
→「様式集」→「短期給付関係」



当支部 HP 「治療を受ける際の手続き」へ

- ・自費で支払った治療費の請求手続き
- ・療養費等の支給要件と添付書類をご確認ください。



「教職員のための共済のしおり」はこちらから

「Ⅲ 短期給付について」をご確認ください。

